

岩手県民会館 ホール以外の施設の利用料金

【単位:円】(消費税及び地方消費税を含む)

平成26年4月1日 改定

区分		9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時30分から 21時30分まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分まで	9時から 21時30分まで	
第一 展示室	入場料を徴収しない場合	2,080	3,160	3,770	5,240	6,930	9,010	
	70%	1,460	2,220	2,640	3,670	4,860	6,310	
	入場料を徴収する場合	1～999円	3,270	4,980	5,940	8,250	10,920	14,190
		1,000円～	4,570	6,940	8,300	11,510	15,240	19,810
第二 展示室	入場料を徴収しない場合	6,570	9,620	11,930	16,190	21,550	28,120	
	70%	4,600	6,740	8,360	11,340	15,090	19,690	
	入場料を徴収する場合	1～999円	10,350	15,150	18,790	25,500	33,940	44,290
		1,000円～	14,450	21,160	26,250	35,610	47,410	61,860
第1会議室(66人)		2,490	3,360	4,230	5,850	7,590	10,080	
第2会議室(72人)		3,070	4,390	5,260	7,460	9,650	12,720	
第3会議室(30人)		2,040	2,490	2,760	4,530	5,250	7,290	
第4会議室(24人)		1,750	2,340	2,610	4,090	4,950	6,700	
第5会議室(16人)		2,040	2,610	3,210	4,650	5,820	7,860	
講師控室(5人)		380	510	510	890	1,020	1,400	
第1和室(20人)		1,380	2,340	3,070	3,720	5,410	6,790	
第2和室(20人)		1,380	2,340	3,070	3,720	5,410	6,790	
特別室(5人)		1,290	1,710	1,960	3,000	3,670	4,960	
ミーティングルーム(30人)		2,480	3,320	3,800	5,800	7,120	9,600	
リハーサル室(60人)		2,490	3,360	4,230	5,850	7,590	10,080	
大 ホ ー ル 用	第1楽屋(50人)	1,750	2,490	3,070	4,240	5,560	7,310	
	第2楽屋(30人)	1,200	2,040	2,190	3,240	4,230	5,430	
	第3楽屋(4人)	510	690	910	1,200	1,600	2,110	
	第4楽屋(4人)	510	690	910	1,200	1,600	2,110	
中 ホ ー ル 用	第1楽屋(4人)	450	510	620	960	1,130	1,580	
	第2楽屋(30人)	1,070	1,380	1,750	2,450	3,130	4,200	
	第3楽屋(15人)	690	910	1,070	1,600	1,980	2,670	
第1主催者控室(第1展示室)		380	690	690	1,070	1,380	1,760	
第2主催者控室(第2展示室)		380	690	690	1,070	1,380	1,760	
第3主催者控室(中ホール)		380	690	690	1,070	1,380	1,760	
第4主催者控室(大ホール)		380	690	690	1,070	1,380	1,760	
第1～4シャワー室		450	450	450	900	900	1,350	
第1・2浴室		1,070	1,070	1,070	2,140	2,140	3,210	

- 備考1 「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 2 入場料の額に段階がある場合は、最高の入場料の額によりこの表を適用する。
- 3 展示室を、入場料を徴収しないが営利宣伝その他これに類する目的で使用する場合は、1,000円以上の入場料を徴収する場合の利用料金の額と同額とする。
- 4 展示室を、専ら準備若しくは撤去のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合は、入場料を徴収しない場合の利用料金の額の70パーセントに相当する額とする。
- 5 使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超える場合は、その超える時間1時間までごとに、9時前の場合は9時から12時までの、12時から17時までの場合は13時から17時までの、17時後の場合は17時30分から21時30分までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
- 6 この表に定める時間以外の時間に使用する場合(5の場合を除く。)は、その使用する時間1時間までごとに、17時30分から21時30分までの利用料金の額の時間割計算による額の150パーセントに相当する額とする。
- 7 この表により算出した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを10円とする。